

平成31年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会会議録

1 会議の名称	平成31年度 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会
2 開催日時	令和元年5月13日(月) 午後2時00分～午後4時00分
3 開催場所	我孫子市議会棟第1委員会室
4 出席者	委員：11名 椎名委員(法務局柏支局長)、田中委員(我孫子警察署長・生活安全課 茅野課長同席)、蒲田委員(柏人権擁護委員協議会長代理)、羽角委員(千葉県弁護士会)、佐藤委員(川村学園女子大学)、星野委員(市長)、青木委員(副市長)、倉部委員(教育長)、丸委員(教育総務部長)、松谷委員(健康福祉部長)、森委員(子ども部長) 事務局：6名 子ども相談課 課長 阿部政人、主査長 山口綾子、主任 山口道明 主任 山梨陽子 教育委員会指導課 課長 戸塚美由紀、指導主事 人見俊次
5 欠席者	欠席者 3名 椎名委員(民生委員児童委員協議会会長)、二瓶委員(柏児童相談所長)、土井委員(我孫子医師会会長)
6 議題	(1) 我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について (2) 我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について (3) いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について (4) その他
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人の数	0名
9 会議の内容	(1) 開会 ○会長より開会の挨拶 ○委員紹介 ○副会長の指名 (2) 議事 ①我孫子市いじめ問題対策連絡協議会の概要について事務局(子ども相談課)より説明があった。 ②我孫子市小中学校におけるいじめ防止の取組について事務局(教育委員会指導課)より説明があった。 いじめについてのアンケートの報告、小中学校におけるいじめ防止へ

の取組として、教育相談等のカウンセリングの実施、Q-U検査に基づいたいじめ防止対策等の紹介。いじめホットライン等の学校以外の相談の場を紹介、各学校の児童会が中心に行っている取り組みもある。千葉県教育委員会から出されるSOSの出し方教育も実施していく。小学校、中学校ともにスマホ所有が身近になってきた。SNS利用、低年齢化進んでおり、SNSによるいじめもあるため、学校では情報を適切に活用するために情報モラル教育を実施。時代の変化に合わせ実施していく。

③いじめ問題対策に対する主な機関・団体の取組等について

・我孫子警察生活安全課長 茅野氏より報告。

学校のいじめ問題に対し、教育上の配慮に対する観点から教育現場の対応を尊重するが、状況を踏まえつつ事態が深刻になる前に対処している。生命身体が脅かされているような重大事案については深刻化防止、捜査、保護の両面から積極的対応を講じる。深刻ないじめ、虐待事案については平素から児相や学校との緊密な連携を図り対応する。学校警察連絡協議会、連絡制度、スクールサポーター制度が構築されている。制度活用や警察の知見を生かした助言を行っている。加害少年の健全育成を図ること、非行防止教室の開催の支援など緊密に連携している。補導などの事案を把握した場合は生活安全課に情報を集約する。早期発見、学校との連携が重要。日ごろから緊密に情報共有をするため窓口として生活安全課を指定。被害少年への支援として、被害少年とその保護者の同意を得た上で少年補導専門員、相談専門員による支援などを行う。インターネット上のいじめも深刻化しているとの見解。

・千葉県弁護士会 羽角委員より報告。

非行事件において加害者の付添人として弁護士がつくこともあれば、いじめの被害者である子の親を通して子の代理人になることもある。親が動かない場合には、子どもが直接弁護士を依頼し、その費用を弁護士会が負担する制度もある（子の手続代理人）。子の手続代理人は制度としては不十分で駆け出し。

いじめの相談、非行の問題が発生した場合の弁護士派遣のための名簿があり、選任して派遣するというを行っている。

いじめ予防授業として、公立・私立を問わず、全クラスに一人ないし二人の弁護士を派遣し、いじめについての理解を深めてもらうというを行っている（昔起きた事件を素材にして小学校4～6年に対する授業を実施。千葉市で盛ん。毎年5、6校。幕張西中学校では、全

校児童に対し6人の弁護士でリレー方式による授業を行った。また、法教育の一環として稔台小学校の5年生に対し、スマホの落とし穴についての授業を行った（その中でネットいじめ問題を取り上げた）。昨年からは柏児童相談所に非常勤の弁護士を週に複数日、松戸支部の子どもの権利委員会から派遣。市川児童相談所にも1名派遣。児相のアドバイザーとして定期的に協議、勉強会を行う。一時保護などで問題となること、法律上問題になりそうなことなどを相談。弁護士会でも少年事件のケース検討を行ったり、臨床心理士勉強会を企画したりしている。松戸支部では2か月に1回、松戸の家庭裁判所の家庭裁判所調査官と、いじめ、少年問題の勉強会を設けている。

野田の事件以降、スクールロイヤーの話が県単位、市単位であがってきている。要望事項が多いが、マンパワーが不足し、折衝を行っている。何をどこまで行うのかについては協議中。

【質疑応答】

・田中委員より

夜間警察から児相に引継ぎし、児相から脱走するケースもあるがそのような場合に弁護士はどのようなことを行うのか。

(羽角委員より回答)

学校と弁護士の連携が主な主眼になっている。児相から児童が脱走した場合に弁護士がどう関わるかということは話としてあがってきていない。弁護士を派遣し、学校を回っていく中で、教育長や学校長から相談を受けたり、それがいじめなのか虐待なのか、モンスターペアレンツへの対応がどこまで求められるのか決まっていない。民暴も協力体制とするのか検討段階。

・星野委員より

スクールサポーターは何人くらいいるのか。

(我孫子警察生活安全課 茅野氏より回答)

6名。学校に行くことが可能。普段は登下校時の見守り活動等行っている。

・指導課より補足

いじめは小さいうちにいかに学校で発見するか、いかに早く解決できるか、行き違いがないかどうか、双方に聞き、解決に向くように対応を行っている。

④その他

- ・田中委員より

児童が他少年から脅しを受けた件で、警察で早期介入したことで事なきを得た事案があった。脅しを受けた子はおとなしい子で、脅した少年に対する恐怖感があった。最近は受け子、屋台の番、風俗にかかわること、夜遅くまでやっているコンサート、飲酒の強要などいろいろなイベント、新しい形態の遊び方があり、危険と感じる。見えない部分もあり、大人しい子はいわない場合もある。警察で聴取する場合も親の前では言えない場合があるので、親御さんとは別で話を聞く。今まで通りの対応ではなく状況に応じ対応していく。少年は愛情に飢えていたらずらや犯罪を犯す場合も多い。